社会福祉法人シオン会 評議員、役員(理事、監事)及び各委員 旅費・日当規程

(旅費、日当支給)

第1条 社会福祉法人シオン会の役員または評議員、或いは各委員(以下役員等と言う)がその会議 に出席した場合、或いは法人関連の業務(監査、調査、資料作成等)のため出張又は執務した場合 は、その目的に応じて、法人本部または各施設より、下記目的区分によって旅費、日当、その他の 必要費用を支払う。

(出張の区分)

第2条 交通費は航空機搭乗費、船賃、バス賃、タクシー料金などの交通費とする。ただし、海外出 張の場合は、別途規定する。

(金額)

第3条 旅費、日当等の金額は下記の表1による。

	出張	役員、評議員、委員会等 ※1	本部関連執務
	近接地出張 (100km 未満) 遠距離出張 (100Km 以上)	役員会、評議員会、委員会出席 の場合	
日当 (一日当り)	4 時間未満: 3,000 円+源泉税 4 時間以上: 5,000 円+源泉税 遠距離(100km 以上) 7,000 円+源泉税	市内より: 5,000円+源泉税 市外より: 7,000円+源泉税	1~3時間/日: 5,000円+源泉税 3時間以上/日: 7,000円+源泉税
交通費	市内: 実費※3 市外: 同上 ただし 実費計算が困難 な場合、実情に応じて 500円~2,000円	実費、ただし公共交通機関 による場合。	100km 以上実費支給、 ただし実費計算が 困難な場合 100km 以上 200km 未満: 2,000円
宿泊費 ※2	実費		

表1: 旅費区分と旅費、日当

※1: 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、等を対象

(ただし法人に設置された役員会、委員会等に、理事長指名により参考人として出席・参加した者も同様の扱いとする)

※2: 宿泊費実費:中程度の宿泊施設の料金とする。

※3: 交通費実費:自家用車を使用した場合は、走行距離1kmにつき25円とする。

付記 平成29年5月20日理事会にて承認、6月9日評議員会にて承認後、即時実施。